

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「会社」という。）において、ソフトウェアの設計・開発業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日会社内食堂において請求人へのパワーハラメントに関する話し合いを会社関係者2名と行っていた際、録音機を持っていないかどうかの検査を求められたため、それに応じる必要はないとして席を立とうとしたが、会社関係者Bが請求人の背後から腹部に手を回し、引き寄せたことから、請求人は体を捻ったため負傷したとして、翌日、C整形外科に受診し、「左側胸部打撲傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

請求人らは、B T Lが立ち去ろうとした請求人を制止しようと、背後から腹部に両手を回して、有形力を継続的に加えたことにより、請求人の脇腹に痛みが生じたと主張するので、以下、検討する。

平成〇年〇月〇日の話合いの際に、B T Lが、請求人の背後から体に手を回して引き止めようとしたことは認められるが、それ以上の具体的な点については、請求人とB T L及びDの間で申述がまったく一致しないため、当審査会としては、事実関係を確定することができない。

請求人らは、前後の経過から、請求人の説明の方が自然であると主張しているが、そのことを裏付ける具体的な資料は本件一件記録には見当たらない。

また、請求人らは、F医師が本件傷病の発症を認めていることを重視すべきであると主張するが、E医師は、意見書において、要旨、肋骨先端部の軽度の圧痛をもって明らかな他覚的所見とすることはできず、F医師の所見は、請求人の訴えと自覚症状に対応して本件傷病と診断したと思われると述べており、当審査会としても、妥当であると判断する。

以上にみたとおり、請求人が主張するような災害発生状況を確認できる客観的証拠がなく、また、本件傷病についても明らかな他覚的所見に乏しいことから、本件傷病と業務との間に相当因果関係は認められず、業務上の事由によるものとは認められないと判断せざるを得ない。

##### 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。